

議 発 第 2 号

令和8年8月28日

山元町議会議長 伊 藤 貞 悦 殿

提出者 丸 子 直 樹

賛成者 菊 地 孝 式

ツキノワグマ出没対策の強化及び住民安全確保に関する支援を求める意見書
上記の議案を、別紙のとおり山元町議会会議規則第13条第2項により提出します。

提案理由

近年、ツキノワグマの生息域拡大や出没件数の増加により、本町においても箱わなによる捕獲等、生活圏周辺での警戒が不可欠な状況となっている。現場確認や巡回を担う鳥獣被害対策実施隊への負担が著しく増大する中、住民の安全確保と負担軽減を図るためには、現場対応経費や監視体制への支援、捕獲の担い手確保が極めて重要です。

また、生活圏の環境整備や国・県・市町村間の迅速な情報共有体制の構築も急務となっています。

よって、国に対し、生活圏におけるツキノワグマ出没対策の抜本的強化及び実態に則した財政的・制度的支援の拡充を強く求め、次の意見書を提出するもの。

ツキノワグマ出没対策の強化及び住民安全確保に関する支援を求める意見書（案）

近年、東北地方を中心にツキノワグマの出没が増加しており、住宅地や通学路周辺での目撃情報が相次いでいる。本町においてもクマに関する目撃情報が断続的に寄せられているほか、令和7年12月には町域の山林に設置された箱わなにクマ1頭が捕獲され、町鳥獣被害対策実施隊が対応する事案が発生するなど、単発的な出没ではなく、生活圏周辺における継続的な警戒を要する事態に陥っている。

本町では、クマの目撃情報が寄せられた際、町職員及び鳥獣被害対策実施隊員による現場確認や警戒活動を実施しているが、クマの痕跡確認や出没状況の把握には専門的知識を要するうえ、実施隊員の多くは別に生業を有しており、継続的な出動や巡回対応は大きな負担となっている。

また、住民の安全確保のためには出没後の対応のみならず、クマの生息状況や移動経路を早期に把握し、地域への侵入を未然に防ぐため、関係機関と連携した監視カメラの早期設置や捕獲体制の強化、情報伝達の充実、現場対応経費の支援は特に急務である。

都道府県単位で、クマ類総合対策事業による財政支援や出没情報の収集・共有、生息数管理等の取組が進められていることは承知しているが、住民の安全確保及び市町村並びに鳥獣被害対策実施隊等の負担軽減を図るため、地域の実情を踏まえたさらなる支援が必要である。

よって、国においては、下記事項について速やかに措置を講じるよう強く要望する。

記

1 監視体制及び情報収集機能の強化

クマの生息動向、移動経路及び出没傾向を早期に把握するため、環境省東北環境局が設置する自動撮影カメラの設置や調査体制の充実を図るとともに、収集した情報を市町村へ適時・適切に提供すること。

2 現場対応等に対する財政支援の充実

クマの目撃情報等を受けて市町村が実施する現場確認、巡回、警戒、注意喚起、箱わなの設置・管理、緊急捕獲及び銃猟対応等について実態に則した支援を充実させることに必要な財政的・制度的支援の拡充を行うこと。

3 捕獲体制の強化及び担い手の確保・育成

各自治体の鳥獣被害対策実施隊には、クマを駆除するために必要なライフル銃の免許所有者が少数であることから、当道府県単位で免許所有者を派遣し、融通できる仕組みを整えるとともに、捕獲等の担い手の確保・育成及び専門人材による技術支援体制を山間部のみならず沿岸市町村にも十分に行き渡るよう充実させること。

4 生活圏周辺における環境整備の推進

クマの移動経路となり得る河川敷、藪地、農地周辺、通学路及び住宅地周辺について、都道府県の管理区域を含めた刈払い等の環境整備を計画的かつ機動的に実施し、人とクマとの接触機会の低減を図ること。

5 情報共有及び住民への注意喚起体制の充実

都道府県が収集するクマの出没情報、捕獲状況及び生息動向について市町村との情報共有を強化するとともに、クマ出没情報マップや警報等の仕組みを活用し、学校、地域団体及び住民への迅速な情報提供が可能となる方策を構築すること。

6 生息数管理及び被害防止対策の推進

都道府県が進めるクマの生息数管理について、捕獲状況及び生息動向等の情報を市町村と共有するとともに、地域ごとの出没実態を踏まえた効果的な捕獲・被害防止対策につなげるための調査研究及び管理体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月4日

宮城県亘理郡山元町議会

提出先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

農林水産大臣

環境大臣

財務大臣 殿